

公道を走行するカートの法改正に対応した 車両部品の開発完了及び量産開始のお知らせ

2018年9月27日

株式会社 MARI モビリティ開発

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、広く報道されましたとおり 2018年4月27日公道を走行するカートについての安全基準が強化され、道路運送車両の保安基準等の一部改正が行われました。

車両関連部品メーカーである株式会社 MARI モビリティ開発は、その法改正の以前である車両安全対策検討会の議事録やパブリックコメント等で公開されてきた情報から、今回の安全基準について速やかに対応すべく対応から安全対策については開発を進めており、公道を走行する既存の車両（使用過程車）について、アフターパーツとしての車両部品の開発が完了し、販売に向けて量産体制に入ったことをお知らせいたします。

なお、ELR付3点式シートベルトにつきましては、米国基準の適合認証品となっております。

販売開始は2018年内を予定しております。なお、使用過程車への法規制適応は平成32年4月以降となりますが、できるだけ早い段階で流通に乗せられるよう生産を進めております。

なお、使用過程車には、ELR付3点式シートベルトの義務化、頭部後傾抑制装置の義務化、回転部分の突出を禁止は適応されませんが、新車については適応がされているという状況を鑑み、使用過程車についてもアフターパーツとしての対応品を製造しております。ただし、構造の追加・変更を伴うかじ取り衝撃吸収構造については、新車からの対応とする予定となっております。

法改正の内容		新車	使用過程車	使用過程車対応品
被視認性向上部品の設置義務化		平成32年4月～	平成32年4月～	対応品 開発完了
夜間被視認性向上灯火器の義務化				
座席ベルトの装備 義務化	2点式又は3点式	平成33年4月～	適応なし	平成30年内 販売開始予定
	ELR付3点式			
頭部後傾抑制装置の装備義務化				
回転部分の突出を禁止				
かじ取り衝撃吸収構造				新車から対応予定

なお、販売開始前の注文はご遠慮させていただきます。

当社は、安全で楽しい小型モビリティを通じて、より一層社会に貢献すべく、日々邁進して参ります。